

(2) 1年以上にわたる長期研修(教特法第22条第3項関係)

(1) 資格

- ・小中学校に勤務する教諭又は養護教諭
- ・6年以上の教職経験者
- ・勤務成績が優秀である者
- ・過去に長期研修として派遣されていない者

(2) 派遣先・派遣期間

- ・大学及び大学院(2年)
- ・岐阜県総合教育センター(1年)
- ・県内の郡市教育研究所(1年～2年)
- ・県教育委員会が認める教育研究機関(1年)

(3) 研修者の決定

県教育委員会が、定数の範囲内で書類審査及び面接等によって選考し、決定する。

(4) 研修成果の報告

研修者は、研修終了時まで成果をまとめて、校長、市町村教育委員会教育長、教育振興事務所長、県教育長に報告する。

(5) 長期研修の終了者の配置

長期研修の趣旨を生かして、県教育委員会が直接実施する。

<教育大学大学院(2年間)への長期研修派遣>

- ① 例年6月に派遣推薦者を募集し、県教育委員会の選考により、受験許可を与える。
- ② 受験許可を与えられた者は、自分で受験手続をし、受験する。
- ③ 県教育委員会は、合格者について教育大学大学院への入学を同意し、教特法第22条第3項による研修を命ずることとなる。

<岐阜大学への長期研修派遣>

- ① 例年1月に派遣推薦者を募集し、県教育委員会の選考により決定する。

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 本人の研修計画書 2. 学校長の具申書 3. 市町村教委の内申書 4. 教育振興事務所長の推薦書	学 校 長 市 町 村 教 委 教育振興事務所 学校教育課 県学校人事課	(様式研3) + 写3部 (様式研4) + 写2部 (様式研5) + 写1部 (様式研6)	県学校人事課の指定した日 (6月、1月、3月)